

第3回 京都市ケアラー支援条例（仮称）制定プロジェクトチーム会議 摘録

- 1 日 時 令和6年8月2日（金） 午後2時30分～午後3時40分
- 2 場 所 市会第3会議室（京都市役所 西庁舎4階）
- 3 出席者 プロジェクトチームメンバー（天方議員欠席）
- 4 次 第

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 京都市ケアラー支援条例（仮称）の条例素案について2 京都市ケアラー支援条例（仮称）の条例素案に対する意見3 事務連絡 |
|--|

5 摘 録

寺田座長	<p>京都市ケアラー支援条例（仮称）の条例素案について</p> <p>皆様、本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。ただいまから、第3回京都市ケアラー支援条例（仮称）制定プロジェクトチーム会議を開催いたします。</p> <p>天方議員は、欠席されております。</p> <p>本日の会議では、まず、事務局から、京都市ケアラー支援条例（仮称）の条例素案についての説明を聴取するとともに、同案に対する意見を各会派からお聞かせいただきます。その後、条例素案の修正に当たり、各会派からのご意見について、質疑応答、意見交換等を行いたいと思います。以上、よろしく願いいたします。</p> <p>まず、お手元の次第に従いまして、次第1の京都市ケアラー支援条例（仮称）の条例素案についてであります。条例素案について、事務局からの説明を聴取いたします。</p>
事務局	<p>資料1及び（別紙1）（別紙2）に基づき、説明を行う。</p>
寺田座長	<p>（質疑応答）</p> <p>ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。</p> <p>今見ていただいた通り、まずは皆さん方の意見を取りまとめて、それを集約したものを条例素案に反映させるというのがこの資料1になります。</p> <p>ですから、資料1の主な意見というもののより詳しいものが、今まさに説明いただいた（別紙2）の形になります。こうしたものをよくお目通しいただいて、その中で、意見の中でこういったものはもう少し取り入れるべきだとかいうことがあったら、そこはこれからの議論</p>

久保田議員	<p>でしていきたいと思います。 今の説明について何かありますか。久保田議員。</p> <p>ご説明の中で、第2条の「定義」の部分と、第9条の「基本的施策」の部分については、所管局での精査が必要であるというご説明がありましたが、例えばこの後、定義や基本的施策をプロジェクトチーム会議の中でまとめたとしても、その後所管局で、内容的に厳しいであるとか、条例としては適さないのではないかという意見が、まとめた後に発生する可能性があるということでしょうか。</p>
事務局	<p>今、第2条と第9条に関するご質問がございました。</p> <p>現在、条例素案の作成をしている段階で、ご意見を言っていた中で、確認をしていかなないとなかなか意見が言えないとか、今おっしゃったように、後に執行機関からの説明でひっくり返るということがあっては効率的ではないと考えております。</p> <p>まずは現時点での条例素案につきまして、この部分に関してはこういうふうに思っているが、執行機関に聞いてはどうかとかいうことも、この後の、素案に対する意見でいただきまして、そのうえで、意見と合わせて執行機関の方に提供し、意見を聴取いたしまして、回答をプロジェクトチームメンバーの方にもご協議をいただき、さらにそれに基づいた意見をいただこうと考えているものでございます。</p>
久保田議員	<p>では、一定この内容で調整を図っていくけれども、もしそこに少し変更があったり意見があれば、その時はまた調整を図っていく可能性があるという認識でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>その通りでございます。</p>
寺田座長	<p>それでは、条例素案については、先ほど事務局から説明がありました通り、保健福祉局をはじめとする執行機関にも共有して、意見を聴取することとしたいと思います。</p> <p>また、これまでケアラー当事者や関係団体等からいただいたご意見のうち、条例そのものへの意見ではないが、個別の施策に係るものとしていただいた意見・要望については、ケアラー支援に関する施策の推進に当たって参考としていただくため、執行機関に提供することとしたいと思いますので、ご承知をお願いします。</p> <p>ですから、今回の条例の議論と違うからということで、横によけるんじゃないかと、今この表にあったように、現在の執行機関に言うべきということは、ちゃんと情報提供するということになっています。よろしくをお願いします。</p>
寺田座長	<p>京都市ケアラー支援条例（仮称）の条例素案に対する意見</p> <p>次に、2の京都市ケアラー支援条例（仮称）の条例素案に対する意見であります。</p> <p>条例素案につきましては、あらかじめ事務局を通じて皆様にご提供</p>

みちはた議員	<p>していたところであります。</p> <p>ただいまから、条例素案について各会派のご意見をお聞かせいただきたいと思いますが、各会派において検討いただく中で、執行機関へ施策等についての質問事項が生じているかもしれません。</p> <p>その場合は、内容を事務局で取りまとめたうえで、執行機関へ問い合わせをしますので、条例素案への意見とあわせてご発言をよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、まず、みちはた議員からお願いします。</p> <p>自民党会派で条例に関して会議を行いまして、意見が出たことを発表させていただきたいと思います。</p> <p>一つ目が、これまでのこの会議の中で、ケアラーの当事者の皆さんからご意見をお聞きする中で、我々メンバーの議員からも、自身にもその認識がなかったが、「自分もケアラーの役割を担ってきたことに気付かされた」といったご意見が出ていたと思います。</p> <p>こうした背景には、ケアラーの役割を担うことに対して、悲観的な認識ばかりではなく、前向きに、誇りをもって取り組んでおられる方も多くいらっしゃるということがわかりました。</p> <p>ケアラーの役割を、社会全体でしっかりと担っていくためには、こうした方々を含め、誇りをもって取り組んでいただいている方にも、自身がケアラーの役割を担っているということに気付いてもらうことが必要だと思います。</p> <p>そのためには、条例において、ケアラーの役割は、何か、かわいそうなもの、憐れむべきものとして取り扱うのではなく、積極的に評価するという精神を示すとともに、ケアラーの役割は、個人だけが抱えるものではなく、社会全体で担うべきものであるとの認識をはっきり示す必要があるのではないかという意見がありました。</p> <p>もう一つ、条例素案では、例えば第9条において、個別具体的な施策が規定されている一方で、条例は何十年と続いていくものであるもので、今後、ケアラー支援に求められる重要な個別の施策は、時とともに変化していく部分があると思います。このため、その時々状況に応じて、社会全体がケアラーを適切に支援していくに当たり、執行機関が、最適な個別施策を講じていけるようにしておくことも必要だと思っております。</p> <p>例えば、執行機関において、当事者や関係団体の意見も聞きながら、そのニーズを把握し、また、国の福祉サービスの動向も的確に踏まえながら、時勢に応じた効果的な施策を柔軟に実施していけるような、もう少し包括的な規定も盛り込んだ方がよいのではないかという意見がございました。</p>
寺田座長	それでは久保田議員、どうぞ。
久保田議員	<p>我が会派で会議をさせていただいた内容については、素案の一つずつの内容についての意見が多くありましたので、その部分につきましては、後ほど申し上げていきたいと思っております。</p> <p>全体的に、条例を制定するに当たり、「私もケアラーだったんだ」と</p>

	<p>いうことを改めて知ることにつながったという声も多くありまして、そういう中で、やはり認知度の向上、そしてケアラーという名称だけではなく、中身も含めまして、周知啓発が必要ということも、意見としてあがってきています。</p> <p>実際に、今までケアをしていた方が、今度はケアをされる側になる可能性もある、そういう中において、夢と希望を持って、健康で文化的な自分らしい人生を送れるよう、社会の仕組みをしっかりと整え、確立させていかなければいけない。そういう意見が多くありましたので、そういう条例になっていくように、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>細かいところにつきましては、後ほどの意見交換の際に申し上げさせていただきますたいと思っております。</p>
寺田座長	はい、玉本議員。
玉本議員	<p>うちの会派でも、1回目と2回目のプロジェクトチーム会議の報告をさせていただきました。</p> <p>現場でケアに携わっておられる方々の声、当事者の声を具体的に聞かせていただけたのは、プロジェクトチームとして本当によかったと思っていて、それを報告し、共有しました。</p> <p>その中で、条例への落とし込みがどうしても難しいところがあるのではないかと思っていたのですが、いただいたご意見をかなり落とし込んでいただいていることを会派の皆にも説明をしました。</p> <p>ただ、さらに広く、包括的に広く捉える条例にしておいた方がいいのではないかというところが、いくつかありましたので、対象の捉え方やケアの考え方など、後でまた議論させていただければと思います。以上です。</p>
寺田座長	西山議員。
西山議員	<p>公明党京都市会議員団においては、前回のプロジェクトチーム会議が終わった直後に会議を持ちまして、今回の条例にどういったものを組み込んでいくかというところで、意見を承ってまいりました。</p> <p>多くのご意見が、今回示された素案に入っているという認識をしていますし、個別に会派の意見として申し述べる分につきましては、後ほどご紹介させていただきたいと思っておりますが、全体的な意見としては、やはり人が人を互いに支え合うという視点が非常に重要であり、また、多様性をしっかりと認め合う社会、といったものがキーワードとして大きくあがってきたという認識をしております、やはりケアラー自体が社会の基盤であり、ケアラーが尊重される社会が、今後の社会につながっていくといった中で、そういった思いをしっかりと示せる条例にというのが、大きな方向性として会派の中で共有した状況でございます。</p>
寺田座長	それでは、ただいまお聞かせいただいた各会派のご意見について、何か質問、ご意見、確認しておきたいこと、特にございませんか。

	<p>本日の会議資料については、この会議の終了以降に無所属議員にも提供をさせていただきます。</p> <p>意見がある場合は、事務局を通じて提供いただくこととなりますので、ご承知おきください。</p> <p>今後についてですけれども、今お聞かせいただいたご意見等について事務局に整理をしていただきます。そのうえで、条例素案を再度見直したものを、プロジェクトチームの皆様に届けさせていただきます。</p> <p>その後、修正案に対するご意見がありましたら、また事務局までご報告をお願いします。</p> <p>事務局の方で意見を整理するに当たり、意見の趣旨等についてこの場で確認しておきたいことはありますか。</p>
事務局	<p>先ほど各会派の方で個別の意見がございますということでしたので、できましたらそちらの個別の意見を今ご発表いただけますでしょうか。</p>
寺田座長	<p>個別の意見について、順次ご発表いただきたいと思います。</p> <p>みちはた議員。</p>
みちはた議員	<p>自民党としては、本当に何十年と続いていく条例でございますので、包括的に取り組んでいただけるような、柔軟な規定を盛り込んでいただきたいというのがあります。</p> <p>あと、ケアラーの役割が、誇りをもてて社会全体が担うものであるという、そういう文章も入れていただきたいと思っております。</p>
寺田座長	<p>久保田議員。</p>
久保田議員	<p>個別的な要素の部分を発表させていただきたいと思いますが、この「定義」に、少し疑問があります。</p> <p>特に、ヤングケアラーについてですが、「過度に」という単語が入っている部分については、国会の方でも「過度に」の部分については、結構議論があったと認識しています。</p> <p>今回、「子ども・若者育成支援推進法」に沿って文案を掲載いただいた部分があるかと思いますが、法令の制定後、他都市で、藤沢市でケアラー支援の条例を今ちょうどやっているかと思うんですが、そこでは、ヤングケアラーについては定義を法律に則った文言ではなく、ケアラーのうち18歳未満のものにするという定義付けをされていて、実際にパブリックコメントも終了している、最終調整に入っている状態です。</p> <p>やはり、前段のケアラーの定義付けの中では、家族以外の方々、例えば親類であったりとか親族であったり、友人その他の身近な人についても記載がある中、ヤングケアラーだけが特段範囲を狭めた内容になってしまいうところに、私は少し危惧をしています。</p> <p>先ほど、みちはた議員もおっしゃいました、今後、条例につきましては、長年この条例を基にやっていく中で、包括的に取り組んでいく内容であるのであれば、過度にその内容を狭めていくことは、少し後</p>

	<p>退した条例になると批判を受ける可能性もあると思います。その点につきましては、修正いただいた方がいいのではないかなという意見を私は持っています。</p> <p>もう一点は、定義の中には含まれていなかったんですが、例えば、今回ちょうど藤沢市では、ケアラー、ヤングケアラーだけではなくて、仕事をしながら家族等に対して介護等を提供する者という、ビジネスケアラーの定義付けをされています。</p> <p>今回、京都市としては、事業者の役割のところそういう内容が含まれているという意図があるかもしれませんが、やはり、条例の中に、ビジネスケアラーであったりとか、そういう単語をしっかりと定義付けることによって、意味を成してくることもあるのではないかと思いますので、そういう点につきましては、検討をしていただく必要があるのではないかと思います。以上です。</p>
寺田座長	玉本議員。
玉本議員	<p>定義で、ヤングケアラーの文言のところに、子ども・若者育成支援推進法第15条の文言が盛り込まれることによって、日常生活上の世話を「過度に」行っていると認められる子ども・若者、となっていますが、「過度に」の部分と同法が国会で議論された時かなり問題となり、発言者がたくさんいらっしゃいました。</p> <p>例えば、4月12日の衆議院本会議で、自民党の田中ひでゆき元京都市議が、「過度に」の文言については問題があるのではないかという趣旨で、発言をしておられます。</p> <p>また、共産党の議員の方でも、「過度に」の取扱いについて、子ども家庭審議会でもこの問題が取り上げられたことを紹介されており、当事者として参加していた大学生の方が、「過度に」ケアを担うという表現によって線引きになってしまうのではないかと、つまり線引きというのは、自分は「過度」とまではいえないということで、当てはまらないと感じてしまうのではないかという発言をされていたことが紹介されていました。</p> <p>この「過度に」という文言については、子ども家庭庁でも説明はしておられたものの、文言そのものがない方がいいと私は思いました。同法第15条に「過度に」と書いてあるので、下線で盛り込まれたこと自体を整理し、もう、なくてもいいのではないかと考えています。</p> <p>年齢については、久保田議員からもありましたように、ヤングケアラーは18歳未満ということになりますが、今回のケアラー条例は、いわゆる大学生、若者・青年期と言われている年代も入れていくのだと思うので、ヤングケアラーだけにとどまらず、30代などを指す「若者ケアラー」を入れる方法もあるかと思います。</p> <p>また、支援法の大綱を読むと、青年期、概ね18歳～30歳未満までの者が対象となっていますが、施策によっては、ポスト青年期の者として、青年期を過ぎ、大学などにおいて社会の各分野を支え発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や、円滑な社会生活を営むうえで困難を有する40歳未満の者も対象とするとなっておりますので、この部分をむしろ採用すべきではないかと思いましたので、こ</p>

<p>寺田座長</p> <p>西山議員</p>	<p>の文言についてはぜひ検討していただきたい。</p> <p>ヤングケアラーということになると当然18歳未満ということになると思いますが、藤沢市の素案を私も読みましたが、「若者ケアラー」という言葉を入れているのと、「ビジネスケアラー」というのも条文に入ってくる可能性があるようです。</p> <p>また、京都ケアラーネットの方々がやっている研修会に参加させてもらい、京都の事業所でケアラーが働き続けるための工夫をされている会社の発表を聞いたのですが、これからどんどんこのような会社が増えていってもらわないといけないなと思ったところです。</p> <p>そうなった時に、条例にビジネスケアラーという言葉が入っていると、働きながらケアを担っている方に対してもフォローをしていく条例なのだとすることを提示することができるのではないかと思います。藤沢市はおそらく、ビジネスケアラーという文言を入れると思うので、後に制定する京都市の条例でそれが抜けていると言われることのないようにしてほしいなと思いました。</p> <p>また、第3条の基本理念で、第1号で「介護等を担い」とありますが、「等」にすべて含まれていると行政はよく説明されますが、「介護」という言葉が取り出されると、通訳などお世話の種類によっては「介護」ではないし違うなと思ってしまう人もいるのではないかと。「介護等」とせずに「ケア」を担い、という言い方にしてもいいのではないかという意見もありました。</p> <p>あと、第12条、「協議の場を設ける」ということが書かれていて、これは非常に大事だと思っているのですが、この文章だとイメージがわかりづらいので、例えば、協議の場をどのような位置付けにするのか、定期的を開催し、進捗状況を点検するということなど、もう少し位置付けが分かるものがあつた方がよいのではないかと思います。</p> <p>附則2の「条例の施行後、条例の目的が達成されているかどうかについて検証し」ですが、第12条とどうリンクするのかが分からなかった。京都市会では「進化する条例」とよく言われてきましたが、ここも大事だと思っております、第12条と附則2との関係性を説明いただけたらと思います。</p> <p>それから、第13条の財政上の支援については非常に大事だと思います。さいたま市にも財政上の措置に関する条項がありますが、さいたま市の場合は「講じるよう努めるものとする」となっています。この「努める」という文言を消して「講じるものとする」とすることは大事だと思います。執行機関としてどのように考えるかはわかりませんが、ここはこのまま残してほしいという意見があつたので、お伝えしておきます。</p> <p>西山議員。</p> <p>まず、第2条のケアラーの定義の部分について、この間、外国にルーツを持つ家族を支援する団体の皆様から意見をいただきましたので、外国籍や外国にルーツがあるなどで日本語が第一言語でないことにより生じる援助の視点を盛り込むことができないかといった意見を持っているところでございます。</p>
-------------------------	---

	<p>やはり京都市は世界との関わりも深い都市でありますので、そういったところからもぜひお願いしたい。</p> <p>次に、第2条第2号のヤングケアラーの部分でありますけども、これまで出た意見と同様に、やはり「過度に」の表現につきまして、ケアラーのうちヤングケアラーだけが過度に日常生活上の世話をしている方のみを支援の対象とするようにも読めてしまうと思っております。私どもも「過度に」という表現はない方がいいと思います。</p> <p>また、年齢的な意見もございましたけども、18歳未満からケアラーになられた方が、18歳になった途端にその状態がなくなる方ばかりではない状況です。家族の介護があつて働けないといった事情を抱える若者もいるという状況の中で、切れ目なく支援することが重要であると考えておりますので、18歳未満に限定しない方がいいという意見でございます。</p> <p>そのうえで、別で若者ケアラーという定義を設けるのがよいのかどうか、また、表現上の工夫でいけるのか、その辺りは様々な議論があると思いますし、方法もあると思いますが、いずれにしても、18歳未満だけにとどまらない、子ども・若者が対象になると読めるような条例の書振りであるのがいいという意見を持っています。</p> <p>もう一点、少し細かい話になりますが、第4条第2項の部分でございます。「早期発見」という言葉がありまして、元々の、先行自治体の規定に引きずられている部分もあるかと思うんですが、今回の素案の文脈から言うと、この文言は若干、違和感があります。</p> <p>また、早期発見というと、何かこう悪い状態になっていることを発見するという印象を持たれる恐れがあるのではないかと考えておまして、ケアというのは、大変な状態というばかりではなくて、家族や人と人との支え合いは本質的には価値のあることですので、そういったことに配慮した表現がよいのではないかと考えております。</p>
寺田座長	追加、はい、久保田議員。
久保田議員	<p>すいません、後程また発言の機会があるのかと思っております、ちょっと認識が違っていましたので、今、ほかの意見について追加で発表させていただきたいと思っております。</p> <p>まず、条例の名称について一点、お話をさせていただきたいと思っております。ケアラーだけにとどまらず、ヤングケアラーにも焦点を当てる必要がある中において、「ケアラー・ヤングケアラー」と続けるのがいいのではないかという意見がありました。</p> <p>あと、支援条例という仮称にはなっていますが、しっかりとそれを推進していくんだという思いを込めて、「京都市ケアラー・ヤングケアラー支援推進条例」という名称ではどうか、という意見がありました。</p> <p>また、目的の第1条の下から2行目、「全てのケアラーが」の後、「基本的人権を尊重され」というところで、家族などに介護対象者がいると、基本的人権が侵害されているのか、という見方にならないかという意見もありまして、「基本的人権を尊重され」を、「自分らしく、健康的で文化的な生活を営み」という形で、「自分らしく」という単語に変える方がいいのではという意見がありました。</p>

定義付けのところは、先ほど説明しましたので割愛しますが、ヤングケアラーは、「ケアラーのうち18歳未満のものをいう」という形に修正が必要ではないか。

あとは、「ビジネスケアラー」を追加する必要があるのではないかという意見です。

その後、第3条の基本理念ですが、「ケアラー支援は」の後の、基本理念として「行わなければならない」を、「推進されなければならない」と変えた方がいいのではという意見がありました。

また、第1号につきましては、削除するか、そもそも理由のところになりますので、前文か目的に入れた方がいいのではないかという意見がありました。

また、先程と同様に、第2号の「個人として尊重され」を「自分らしく」という文言に修正した方がいいのではないかという意見がありました。

あと、基本理念の第6号の「子ども・若者の権利保障の観点から」は、削除する方がいいのではないかという意見がありましたので、申し述べておきます。

また、4ページ目の第8条、「学校等の役割」について、ヤングケアラーは、私もそうでしたけれども、家庭環境であったりとか、時間が取れなかったりとか、そういうところから、もちろん全てではありませんが、学校の中で、経済的な問題等を含めて、いじめの問題に発展したりとか、プライバシーなどが関係する要素になってくる可能性もあります。

ですので、この学校の役割の文章の中に、いじめの問題だったり、プライバシーの配慮、そういうことに起因する内容を記載していただきたいということは、意見として申し述べておきます。

また、第9条の基本的施策については、「本市は、ケアラーが自分らしく」とありますが、基本理念と同様の内容で、「全てのケアラーが自分らしく」と、「全ての」を入れる必要があるのではないかという意見がありました。

あと、第12条に飛びますけれども、第12条の後半、「これらの者との協議の場を設けるものとする」に、「協議の場を積極的に設けるものとする」と、「積極的に」を入れる必要があるのではないかという意見がありました。これは、前に制定されています手話言語条例でも同様に入っているかと思しますので、この「積極的に」という文言は入れていいのではないかという意見がありました。

第10条に戻ります。第10条の上から2段目、「潜在的なケアラーの自認を促し」を、「潜在的なケアラーへの支援の手が届くよう」という文言に変えたらいいのではないかという意見がありました。支援の手が届くように、そういう気持ちを込めて、文言を記載いただきたいなと思います。

最後、附則の2について、「条例の目的が達成されているかどうかについて検証し、その」を削除し、「本市は、条例の施行後、検証結果を勘案して」とするのがいいのではないかという意見がありましたので、併せて、追加として意見を述べさせていただきます。以上です。

寺田座長	意見を整理するに当たって、意見についてここで確認しておきたいことがあるかどうか、事務局、いかがですか。
事務局	今、いただいた意見を受けまして、執行機関とも協議をし、また、意見を求めるという形でさせていただきます。
寺田座長	<p>それでは本日の皆様のご意見を踏まえた修正案を後日、事務局から届けさせますので、よろしく願いいたします。</p> <p>これをもちまして、本日のプロジェクトチーム会議を終わります。</p> <p>プロジェクトチームメンバーの皆さんは、引き続き事務連絡を行いますのでしばらくお残り願います。</p> <p>傍聴者の皆さん、記者の皆さん、暑い中、ご来場いただきましてありがとうございました。</p>